

2. 『そなえよつねに保険』について

『そなえよつねに保険』は、パートナーとしての保険会社と、日本連盟が団体保険契約を締結して加入者に一括提供する仕組みになります。この保険は、ボーイスカウト活動のための保険であることから、『ボーイスカウト日本連盟そなえよつねに保険』と命名、傷害共済の5年間の運用実績から従来の補償内容の一部を見直し、より実用性の高い補償内容に改めました。

2-1. 補償の内容と特徴

『そなえよつねに保険』は傷害補償及び対物賠償補償より構成されています。

補償項目	概要	保険金額	備考
死亡補償 (死亡保険金)	“ボーイスカウト活動”中に、不慮の事故により死亡したとき	20,000,000円	事故発生の日からその日を含めて180日以内の死亡について補償されます。
後遺障害補償 (後遺障害保険金)	“ボーイスカウト活動”中に、不慮の事故により後遺障害を被ったとき	障害の程度に応じて 2,000～60万円	障害の程度に応じて予め定められた支払割合に従って補償されます。
入院補償 (入院保険金)	“ボーイスカウト活動”中に、不慮の事故により傷害を被り、入院したとき	入院1日につき 4,000円	事故発生の日からその日を含めて180日以内の実入院日数に応じて補償されます。
手術補償 (手術保険金)	“ボーイスカウト活動”中に、不慮の事故により傷害を被り、所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて 4万円・8万円・16万円	入院補償が受けられる場合に、1事故について1回の手術に限り、補償されます。
通院補償 (通院保険金)	“ボーイスカウト活動”中に、不慮の事故により傷害を被り、通院または往診を受けたとき	通院・往診1日につき 2,000円	事故発生の日からその日を含めて180日以内の実通院または実往診日数に応じて補償されます(90日分を限度とします)。
対物賠償補償 (対物賠償責任保険金)	“ボーイスカウト活動”中の事故に起因して第三者の財物を損壊し、法律上の賠償責任を負ったとき	1事故につき 最大500万円	団や指導者を対象とし、1回の事故につき自己負担額(免責金額)10,000円とします。

【そなえよつねに保険の特徴】

- ▶ 傷害共済にはなかった手術補償(手術保険金)を新設しました。
- ▶ “ボーイスカウト活動”中に、急激で偶然な外来の事故(※1)により傷害を被ったときや“ボーイスカウト活動”中の不慮の事故により日本連盟(都道府県連盟・地区・団・隊を含みます)が法律上の賠償責任を負ったときに補償の対象となり、“ボーイスカウト活動”に基づく傷害事故から対物賠償事故まで総合的に補償します。
- ▶ 通常のボーイスカウト活動中のほか、指導者が同行していない活動(例:班キャンプなど)やベンチャーの単独活動時(※2)、活動場所への往復時(※3)も補償の対象となります(対物賠償補償を除く)。
- ▶ 入院補償(入院保険金)や通院補償(通院保険金)は、事故発生の日からその日を含めて180日間の長期補償です。第1日目から補償の対象となります。

- ▶ 入院補償（入院保険金）や通院補償（通院保険金）は、医療費の実費に関わらず、実日数に応じた**定額払い**です。
- ▶ 日本国内はもちろん、**海外**での“ボーイスカウト活動”中の事故も補償の対象です（対物賠償補償を除く）。
- ▶ 傷害補償は、健康保険や他の保険、補償制度の内容、損害賠償金の有無に関わらず、保険金が支払われます。
- ▶ 対物賠償補償（対物賠償責任保険金）は、補償の対象となる事故に関する**訴訟費用**や**弁護士報酬**等の費用も対象となります。

(※1) 傷害補償は、野球肩やテニス肘、疲労骨折、靴ズレ、成長障害、加齢に伴うものなど、その他急激的な外傷によらない特有の障害は補償の対象となりません。

(※2) 日本連盟（都道府県連盟・地区・団・隊を含みます。）の指示のもとで行われた正規の活動（下見等を含みます。）のうち、活動計画書や参加者名簿等、日本連盟が定める所定の書類を備えている活動に限ります。（詳しくは5ページの【2-2. 補償の対象は“ボーイスカウト活動”中】をご確認ください。）

(※3) 活動場所への往復時の事故は、所定の要件を満たしている場合に限り、傷害補償のみ対象となります。（詳しくは5ページの【2-2. 補償の対象は“ボーイスカウト活動”中】をご確認ください。）

死亡保険金	<p>事故により死亡した場合に、一律2,000万円が支払われます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生の日からその日を含めて180日以内の死亡について補償されます。 ・ すでに後遺障害保険金が支払われた場合には、2,000万円からすでに支払われた後遺障害保険金を控除した金額となります。 ・ 死亡保険金は法定相続人へ（2名以上いる場合には法定相続割合に応じて）支払われます。
後遺障害保険金	<p>事故により後遺障害を被った場合に、障害の程度に応じて2,000～60万円が支払われます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生の日からその日を含めて180日以内に生じた後遺障害、または181日目における医師の診断に基づき認定された後遺障害とします。 ・ 1事故で2種以上の後遺障害が生じた場合には、その各々に対して障害の程度に応じた保険金が支払われます。ただし、1腕や1脚の障害については1,200万円を限度とします。
入院保険金	<p>事故により傷害を被り入院した場合に、入院1日につき4,000円が支払われます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について補償されます（181日目以降の入院については、保険金は支払われません）。 ・ 所定の重度の障害を被った場合には、同障害の治療期間中も入院保険金が支払われます。
手術保険金	<p>事故により傷害を被り手術を受けた場合に、手術の種類に応じて4、8、16万円が支払われます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。 ・ 手術保険金は、入院保険金が支払われる場合に限り、支払対象となります。 ・ 予め定められた所定の手術以外の手術の場合には、手術保険金は支払われません。 ・ 1事故で複数回の手術を受けた場合には、もっとも高い手術保険金が支払われます。
通院保険金	<p>事故により傷害を被り通院した場合や往診を受けた場合に、通院・往診1日につき2,000円が支払われます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院または往診について補償されます（181日目以降の通院・往診については、保険金は支払われません）。 ・ 1事故で支払われる通院保険金は、通算して90日分を限度とします。 ・ 実際に通院しない場合でも、骨折等の部位を固定するため医師の指示によりギブス等を常時装着し、日常生活に著しい支障が生じたと認められる場合には、当該期間中も通院したものとみなします。 ・ 入院保険金が支払われるべき期間中の通院及び通院保険金の支払を受けられる期間中新たに被った他の傷害を治療するための通院については、通院保険金は重複して支払われません。 ・ 同一日に2度以上通院や往診を受けた場合でも、通院保険金は重複して支払われません。
対物賠償保険金	<p>過失により第三者の財物を損壊させた場合に、限度額内で支払われます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償金のほか、争訟費用や損害防止軽減費用、保険会社への協力費用も補償の対象となります。

2-2. 補償の対象は“ボーイスカウト活動”中

「そなえよつねに保険」は“ボーイスカウト活動”中の事故を補償する保険です。補償の対象となる“ボーイスカウト活動”については、次のとおりとします。

○“ボーイスカウト活動”とは…

定義付け

日本連盟または都道府県連盟・地区・団・隊が行う、もしくは行なうことを認めた活動をいいます。

事前に活動計画書及び参加者名簿を備え付けているものに限ります。

- ▶ 傷害補償については、指導者が同行していない活動（例：班キャンプなど）やベンチャーの単独活動も含まれます。（対物賠償補償は対象外です。）
- ▶ 傷害補償については、往復途上の事故も補償の対象となります（対物賠償補償を除く）。ただし、住居（または学校もしくは勤務地）と所定の集合・解散場所とを合理的な経路及び方法により往復している間に生じた事故であり、次のいずれかに該当する場合に限ります。
 - 日本連盟または都道府県連盟・地区・団・隊の定める制服を着用していること
 - ボーイスカウト活動に参加するため住居（または学校もしくは勤務地）を出発する前に、当該ボーイスカウト活動に参加する者の氏名が参加者名簿等の資料により確定しており、かつ当該ボーイスカウト活動の開催される日時及び場所が活動計画書等の資料により確定していること

2-3. 補償の対象とならない主な場合

次の場合には、**保険金が支払われません**ので、ご注意ください。

傷害補償の対象外となる主な事例

- ▶ 平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の入通院及び往診
- ▶ 被保険者または保険金を受け取るべき者（※1）の**故意または重大な過失**によるもの
- ▶ 脳疾患や心神喪失、疾病等に起因するもの（**日射病**や**熱射病**を含みます）
- ▶ **専用道具を用いた山岳登山**（※2）、リュージュ等（※3）や航空機（※4）の操縦、スカイダイビング、ハンググライダー、超軽量動力機（※5）やジャイロプレーンの搭乗、その他これらに類する**危険な活動**を行なっている間に生じた事故
- ▶ **食中毒**（細菌性、ウイルス性、アレルギー性等の要因を問いません）
- ▶ **虫刺され**（事故直後に病院等で診察を受けた場合を除きます）
- ▶ むち打ち症や頸椎症等の頸部症候群、腰痛及びその他の症状で、これを裏付けるに足りる**医学的 he 覚所見のないもの**
- ▶ **飲酒運転**（※6）または**無資格運転**（※7）等、正常な運転ができない恐れがあると判断される状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- ▶ 乗用具（※8）による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます）もしくは試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます）をしている間または競技等を行うことを目的とする場所

- において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間に生じた事故（※9）
- ▶ 地震や噴火またはこれらによる津波（※10）
 - ▶ 闘争行為やケンカ
 - ▶ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（※10）（※11）
- （※1） 保険金の一部を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた事故の場合、他の者が受け取るべき金額は補償されます。
- （※2） ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する山岳登山を言います。また、ロッククライミングやフリークライミングも補償の対象外となります。
- （※3） ポプスレー及びスケルトンも補償の対象外となります。
- （※4） グライダー及び飛行船は航空機とはみなさず補償されます。また、職務として操縦する場合も補償されます。（自家用機等の操縦は補償対象外です。）
- （※5） 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダーやパラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます）を除きます。
- （※6） 飲酒運転とは、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができない恐れがある状態をいいます。）で自動車（クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。）もしくは原動機付自転車を運転していることをいいます。
- （※7） 無資格運転とは、運転する地における法令による運転資格や走行以外の操作資格を持たないで自動車（クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。）もしくは原動機付自転車を運転していることをいいます。
- （※8） 乗用具とは、工作用自動車や原動機付自転車を含む自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具をいいます。
- （※9） 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行う行為も補償の対象外となります。
- （※10） これらの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に起因して生じた事故も補償の対象外となります。
- （※11） 事変や暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいい、これらに起因する事故は補償の対象外となります。

対物賠償補償の対象外となる主な事例

- ▶ 法律上の賠償責任をもつば**個人が負担すべきもの**で、**団**としての賠償責任を負わないもの
 (例) **日本連盟**または**都道府県連盟・地区・団・隊の指示を無視して個人が勝手に活動した結果**、そばに駐車されていた他人の自動車にキズをつけてしまった場合等は、補償の対象になりません。
- ▶ **故意**や**心神喪失**により生じた事故に起因する損害
- ▶ **単独活動時**や**往復途上**の事故に起因する損害
- ▶ **海外**で生じた事故に起因する賠償責任及び国内で生じた事故についてその訴訟が**海外の裁判所**に提起され、その結果、賠償責任を負担することによって生じた損害
- ▶ **自動車**や**航空機**、**昇降機**、**船舶**等に起因する賠償責任

(例) バイクでの移動途中で事故を起こした場合、事故の相手方に対する賠償責任は補償の対象となりません。
ただし、ご自身のケガについては傷害補償の対象に該当する場合には傷害補償の保険金を受けることができます。

- ▶ 動物の所有、使用もしくは管理または銃器の所有、使用、管理や狩猟に起因する賠償責任
- ▶ 団が所有、使用または管理する財物損壊について、その財物の正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、ボーイスカウト活動のために一時的に借用した施設を除きます（※））

(例) キャンプのため他人から借りたテントをボーイスカウト活動中に破ってしまったことにより、テントの所有者に対する賠償責任は補償の対象となりません。

(例) 会議等で一時的に借りた施設において、誤って窓ガラスを破損させた場合には補償の対象となりますが、会議室の花瓶等、什器や備品を破損させた場合には補償の対象となりません。

- ▶ ボーイスカウト活動後に生じたボーイスカウト活動の結果により生じた財物の損壊に起因する賠償責任
- ▶ 損害賠償責任に関する他の約定がある場合で、その約定によって加重された賠償責任
- ▶ 地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じた損害
- ▶ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等の事変または暴動、または騒じょう、労働争議によって生じた損害

(※) 一時的に借用した施設に及ぼした損害のうち、次の損害は補償対象外となります。

- 擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または汚損（落書きを含みます。）で、機能に支障をきたさない損害
- 貸主に引き渡した後に発見された損害
- 自然の瑕疵、消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- 屋根、樋、窓等から入る雨や雪等による損害
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害
- ネオンサイン、広告塔、看板、屋外ケーブル等に生じた損害

なお、補償の対象とならない場合については、各保険の普通保険約款及び特約・特別約款、特約書が定める規定によります。ここでは主な事例としてその一部をご案内しております。各保険の普通保険約款等についてはいつでも閲覧可能ですので、ご要望の方は日本連盟までお問い合わせください。

賠償請求手続のご案内(損害賠償請求)

賠償請求手続とは、損害賠償請求権を行使し、損害賠償を受けることに関する手続をいいます。賠償請求手続は、損害賠償請求権を行使し、損害賠償を受けることに関する手続をいいます。賠償請求手続は、損害賠償請求権を行使し、損害賠償を受けることに関する手続をいいます。

賠償請求手続は、損害賠償請求権を行使し、損害賠償を受けることに関する手続をいいます。賠償請求手続は、損害賠償請求権を行使し、損害賠償を受けることに関する手続をいいます。賠償請求手続は、損害賠償請求権を行使し、損害賠償を受けることに関する手続をいいます。

賠償請求手続は、損害賠償請求権を行使し、損害賠償を受けることに関する手続をいいます。賠償請求手続は、損害賠償請求権を行使し、損害賠償を受けることに関する手続をいいます。賠償請求手続は、損害賠償請求権を行使し、損害賠償を受けることに関する手続をいいます。

2-4. 被保険者の範囲（保険に加入できる方）

「そなえよつねに保険」は、日本連盟に正規に加盟登録している方（加盟登録員）のほか、加盟登録員の親族並びに仮入隊者やその親族を対象としています。

- ▶ 加盟登録員であれば、年齢・部門を問わず加入することができます。
- ▶ 仮入隊者については、下記①または②に該当する者のみとし、これに該当しない場合には、加入することができません。
 - ① 4月～8月の間に加入する場合は、平成16年4月1日以前に生まれた方。
 - ② 9月～翌年3月の間に加入する場合は、平成17年4月1日以前に生まれた方。
- ▶ 親族は、加盟登録員またはこの保険に加入する仮入隊者の親族で、団の活動をサポートする満18歳以上の方に限ります。
- ▶ 対物賠償補償については、団または指導者を対象としています。“ボーイスカウト活動”に起因して事故が発生し、団や指導者としての責任が問われた場合に、補償を受けることができます。
- ▶ 日本連盟は、団や被保険者がこの保険の維持・運営に重大な悪影響を及ぼす悪質な行為を行ったとき、またはその恐れがあると判断したときには、書面による通知により、当該団または被保険者をこの保険から強制的に脱退させる権限を有します。

2-5. 保険期間（補償が有効な期間）

平成22年4月1日より平成23年4月1日（午後4時）までの1年間です。

日本連盟へ所定の加入申込書を提出し、平成22年3月31日までに受理されたものに限り、平成22年4月1日より補償が開始されます。

平成22年4月1日以降に受理された加入申込書は、郵送された加入申込書の消印日の翌日から補償が開始され、平成23年4月1日（午後4時）に補償が終了します。

■ご注意■

- 加入申込書に不備がある場合等、日本連盟が受理できない場合には、この限りではありません。（加入手続きの詳細については、必ず10ページ【3-2. 加入手続き】をご覧ください。）
- 加入申込書は、消印日の翌日を補償開始日とするため、郵便以外の送付を受け付けません。日本連盟への直接持込や電話、FAX、E-mail、宅配便（メール便を含む）等での加入申込みは受理いたしませんので、郵送にて加入申込書を日本連盟宛にお送りください。